

特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会四国 定款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本法人は、特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会四国と称する。

第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を香川県高松市高松町1447番地47に置く。

第3条 (目 的)

本法人は、社会的介助の技術及び精神の普及並びにそれを通じて一人ひとりにフィットさせたパーソナルケアサービスを実現することによって高齢者、障害者及び子供たちが安心できる社会的心理的環境づくりに資することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 上記の活動を行う団体の運営及び活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業の種類)

本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) セミナー、研修会及び研究会の開催並びに書籍出版等の教育事業
- (2) 介助の精神と技術を身につけた「サービス介助士」を養成する事業
- (3) 広報事業
- (4) 上記事業に付帯する一切の事業

第2章 会 員

第6条 (種 別)

本法人の会員は次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人正会員 本法人の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 法人正会員 本法人の趣旨に賛同して入会した法人及びその他の団体
- (3) 賛助会員 本法人の目的に賛同して支援する個人、法人及びその他の団体

第7条 (入会手続)

本法人の入会手続は、次のとおりとする。

- (1) 入会希望者は、本法人所定の申込書に入会金及び年会費を添えて、理事長宛に申し込むものとする。

(2) 前項の申込みがあったときは、理事長は、正当な理由がない限り、その入会を認めなければならない。

(3) 第1項の者の入会を認めないときは、理事長は、申込者本人に対し、書面によって速やかにその旨及びその理由を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び年会費)

本法人の入会金及び年会費は、総会において定める。

第9条 (会員資格の更新)

本法人の会員資格を更新することを欲する者は、本法人が定める期日までに年会費を納めなければならない。

第10条 (退会)

本法人の会員は、本法人所定の退会届を理事長宛に提出することにより、いつでも退会することができる。但し、本法人は、当該退会者に対し、納入された入会金、年会費及び寄付金等の拠出金を返還しない。

第11条 (除名)

本法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会において、出席者数の4分の3以上の議決により、当該会員を除名することができる。但し、この場合、議決に先だって、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。尚、本法人は、当該除名者に対し、納入された入会金、年会費及びその他の拠出金を返還しない。

(1) 本定款及びその他の規定に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条 (会員資格の喪失)

正会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 個人正会員にあつては、本人が死亡したとき

(3) 法人正会員にあつては、当該法人若しくは団体が消滅したとき

(4) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

第3章 役員

第13条 (種別及び定数)

本法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事のうちから理事長を1名、又、必要に応じて副理事長を若干名定める。

第14条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親

等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、正会員総数の2分の1以上の出席による総会において、出席者数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

第20条 (種別)

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条 (総会の構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第22条 (総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第23条 (総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第24条 (総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、Eメールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条 (総会の定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第27条（総会の議決）

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、第29条第1項2号、第48条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を掲載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を掲載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事より第15条第4号第5項に基づき招集の請求があつたとき。

第33条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び前条第3号の場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、Eメールにより、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

第34条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資 産

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第39条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第42条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第43条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第44条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第45条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経てかつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第49条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第50条（清算人の選任）

この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

第51条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決において選定する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第52条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第53条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報、もしくは四国新聞での公告を行う。

第9章 事務局

第54条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第55条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第56条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

第57条 (雑則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。

理事	中澤輝子
理事	小坂哲明
理事	村上榮義
監事	吉門清秀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第22条第3項及び第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、つぎに掲げる額とする。

(1) 個人正会員	入会金	1, 000円
	年会費	2, 000円
(2) 法人正会員	入会金	5, 000円
	年会費	24, 000円
(3) 賛助会員	賛助金	10, 000円 (1口)